

遺言は、15に及び遺言事項と方式になつたものであると、効力を有し、法定相続による処理に優先する。己が才覚や努力で蓄えた財産は、相続人との関係で、一定の制約があるが、これを自由に処分することができる。何回かの民法(相続法)の改正を通して、「家制度」からの解放が進み、遺言の有用性も広く知られるようになった。

今回の改正によって、家制度の名残となつていた「遺留分」(兄弟姉妹以外の相続人に対して最低限法定相続分の2分の1の遺産を確保させるための制度)について、その権能が、物権(遺産への直接支配)から、債権(代償としての金銭請求)に転換されたことから、「事業承継」に取り組むうえでの阻害要因が解消されることになり、この先、遺言の活用が一段と増える。

これまでは、遺言の内容い

かんによって、遺留分を侵害された相続人が滅殺請求権を行使すると、取得できたはずの不動産、預貯金債権、自株等遺産分割の対象となる遺産は、共有状態に置かれ、未

添付する方式」が採用されており、遺言書もより作りやすくなった。
遺言書の保管
自筆証書遺言は、原本が公証人役場で保管される公正証

絡み、争いが絶えない。それに備える必要から、新しく法務局において自筆証書遺言を保管する制度が誕生した。方式違いによる遺言無効が減り、検認手続きも不要に

した無封のもの。遺言書保管官は、加除・訂正を含めて、法定の方式に適合しているか否かを審査する(内容の審査権限はない)。
▽申請の撤回
遺言者は、遺言書の返還・画像情報等の消去と閲覧が請求できる。

原本を保全、家裁が検認

遺言書保管制度



書遺言と違い、家庭裁判所による検認の手続きが求められる。遺言書には、偽造・変造・滅失等の危険が付きまとい、遺言書の原本(物理的状態)を保全しておく手続きが用意されている。

改正法は、ほとんど施行されているが、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」は2020年7月10日からスタートした。

【制度の概要】

- ▽保管機関
遺言者の住所地か本籍地、または所有する不動産の管轄法務局の遺言書保管官
- ▽申請者
遺言者のみ
- ▽遺言書
自筆証書遺言または法務省令で定める様式に従って作成

▽遺言者以外の者の権利
何人であれ、遺言者の死後、自己が関係する遺言書保管の有無、遺言書保管ファイル記載事項に関する遺言書保管事実証明書の交付を請求することができる。

▽閲覧請求権
遺言者の死後、相続人、遺言書に受遺者や遺言執行者として記載された者等の関係相続人等は、遺言書の閲覧が請求できる。閲覧させたときは、遺言書保管官において関係相続人等となる者に対して遺言書を保管している旨を通知しなければならない。
(弁護士・浦田益之)

解決の間は手が付けられず、深刻な「お家騒動」につながったりした。
また、自筆証書遺言には、「自書によらない財産目録を